

# 岐阜県公報

## 目 次 規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業課）

ページ  
一

## 規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号の四

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、原則として、県内に居住し、又は県内に事務所を有する者で」を削り、「認められるもの三人以上」を「認められる者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

号 外 (三十三)  
平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火曜日 金曜日) 発 行 (休日当たる  
ときは翌日)

平成二十二年四月一日

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター